

蕨市新庁舎広告付き番号案内窓口受付システム等設置事業に関する仕様書

1. 設置機器及び数量について

設 置 場 所	設 置 機 器	数 量
1階市民課窓口・待合スペース	受付番号発券機	1
	表示パネル	6
	操作機	6
	交付番号呼出システム管理用 PC	1
	バーコードリーダー	1
	番号表示モニター（受付）	1
	番号表示モニター（交付）	1
	番号表示モニター（職員用）	1
1階カフェスペース	広告・行政情報表示モニター	1
	番号表示モニター（受付又は交付）	1
1階エントランスホール入口	番号表示モニター（受付又は交付）	1
	広告・行政情報表示モニター	1
1階エントランスホール入口	行事案内モニター	1

※市が想定する設置場所については、別紙「機器設置場所想定図」のとおりだが、事業者決定後、市と事業者の協議の上、決定するものとする。

※事業者が使用するインターネット回線については、4階の MDF に引き込むこととする。
 なお、「4階 MDF から 1階制御盤」、「制御盤と管理用 PC 及びモニター」、「発券機と管理用 PC 及びモニター、表示パネル、行事案内モニター」の間には、市が新庁舎建設工事において空配管を整備するが、事業者からの提案内容により、市が整備する空配管では対応できない場合については、市と事業者の協議により決定するものとする。

2. 広告付き番号案内表示機等仕様について

(1) 受付番号発券機

ア 受付番号発券機は高齢者等の利用を配慮した原則 15 インチ以上のタッチ画面方式とし、市の指定した業務数（8 業務以上）に対応したボタン機能及び待ち人数表示機能を有するものとする。また、画面展開によって最大 32 業務の選択が可能であること。

イ 発券プリンター及び集計の機能を有していること。

ウ 受付番号発券機から出力される券の用紙及び印字される番号体系及び表示等の規格は、応募者が企画提案により明示し市が決定するものとする。

なお、変更が生じた場合、市で簡易に修正できるもの又は無償で変更に応じる体制があるものとする。

- エ 発券前には、申請書の記載確認などの画面を経ることが可能なもので、業務ごとに異なる画面表示ができるものとする。
- オ 統計機能としては、日報、週報、月報等の集計ができるものとし、日報データは業務ごとの受付までの待ち時間及び対応している処理時間等が集計できるものとする。
- カ ハンディキャップがある方へ配慮し、画面に「耳マーク」や「車いすマーク」情報を表示し、特定ボタン押下により職員へ伝達する機能を有すること。
- キ 多言語（英語、韓国語、中国語等）の画面案内対応ができること。
- ク 受付番号発券機は、利用者が容易に発券できるよう配慮した適切な高さの専用架台に設置すること。

(2) 表示パネル及び操作機

- ア 表示パネルは呼出し番号を音声と番号の点滅で表示できること。
- イ 表示パネルは待合側全面の呼出しに対応した発券機番号の表示を行い、事務室側には待ち人数・待ち時間を表示するものとする。
- ウ 表示パネルは、音声での番号呼出が可能であり、表示パネルごとに音量調整が簡易にできるものとする。
- エ 操作機は1台の操作機からすべての業務の呼出しができること。また手入力での番号呼出しができること。
- オ 待ち人数がない場合に、来庁者が受付番号をとったことを音で通知できること。担当者がどの業務ボタンが押されたのか区別できるように配慮すること。
- カ 待ち時間によって呼出しの音声アナウンス内容が自動的に変わる機能を有しているものとする。
- キ 表示パネル及び操作機は、安定的な保守（円滑な部品提供等）の実現のため、受付番号発券機と製造メーカーが統一されているものとする。

(3) 交付番号呼出システム管理用 PC 及びバーコードリーダー

- ア 操作をすることで番号表示モニター（交付）に表示できるシステムで、表示する呼出番号は4桁までとし、表示マスは4パターン程度の固定マス表示及び最少4マスから自動で増減する可変マス表示等、状況に応じ柔軟に対応できること。
- イ 番号カードのバーコード読取り（テンキー等での任意の番号入力を含む）により音声で交付窓口へ呼出し、番号案内表示モニター（交付）に当該発券された番号カードの番号を表示するものとする。
- ウ 番号表示と音声又はチャイムによる呼出を自動的に行うことができること。
- エ 職員の操作により、緊急情報等、テロップを表示できる機能があること。

(4) 番号案内表示モニター

- ア 番号表示モニター（交付）は、交付番号呼出システムと連携して表示ができるものとする。

- イ 番号表示モニター（受付）は、発券機のボタンごとの待ち人数、呼出し不在表示、現呼出し番号の表示ができるものとする。
- ウ 番号表示モニター（職員用）は、番号表示モニター（受付）と同じ表示機能を有するものとする。

（5）行政情報・広告放映用モニター

- ア 行政情報・広告放映用モニターに放映する広告内容の更新は、容易にできる仕組みのものとする。
- イ 行政情報・広告放映用モニターには、広告放映のほかに行政情報等を放映するものとする。
- ウ 行政情報・広告放映用モニターにスピーカーを内蔵させる場合、音声の ON・OFF は市の判断で出来るものとし、職員が音声の ON・OFF、音量調整の操作を容易にできるものとする。
- エ カフェスペースに設置するモニターは、市の判断により市議会の中継を放映することができるものとする。

（6）行事案内モニター

- ア モニターは自立式のものとし、管理用 PC 等については、職員以外が容易に操作できないよう設置方法等に配慮すること。
- イ 職員が操作することにより、事業者が提供するソフトウェアで表示内容を容易に変更できること。なお、データ送信に USB 等の媒体を使用する場合、データ入力が行える操作端末等、操作機一式を備えること。
- ウ 少なくとも 3 ヶ月先までのスケジュール設定ができること。

（7）モニター共通事項

- ア 表示部 40～55 インチ程度で省スペース、省電力に配慮した機器とすること。
- イ モニター本体の取り付けは、脱落防止を施して固定すること。また撤去後の原状回復に支障のないよう、施工方法等（提案時に明示）に配慮すること。
- ウ 庁舎の維持管理、景観、災害時の誘導避難等に支障とならないよう配慮すること。
- エ 定時に電源の入切が自動でできるものとする。

3. 保守・管理方法

- （1）番号呼出モニター等の保守、破損時の対応、事故保険等の保守管理、当該保守にかかる費用は、事業者の責任で行うものとする。
- （2）モニター、操作端末等機器類の運用に関わる不都合、故障の際は、その都度ただちに現場で点検・修理・交換等することとし、それに対応できる体制を確保すること。

4. 広告の放映条件等

- （1）放映時間は、原則、市民課窓口の開設時間（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）とする。

- (2) 広告内容は、「蕨市有料広告掲載に関する取扱要綱」及び「蕨市有料広告掲載基準」を遵守したものとし、放映に先立って市の審査を受けるものとする。
- (3) 広告内容等に対する苦情があったときは、事業者の責任で、その都度ただちに対応するものとする。

5. 行政情報の作成について

蕨市の行政情報について、市の依頼を受け速やかに作成し放映出来るようにすること。
なお、緊急性がある場合は 10 営業日以内に放映できるようにすること。

6. 操作方法研修など

- (1) 機器類の端末操作を、市民課窓口業務に従事する職員等が完全に理解できるよう、事前に研修を行い、稼働後も十分なフォローアップに努めること。
- (2) 機器類の取り扱い・操作説明書を提供すること。

7. 待合状況の可視化について

番号発券機及び呼出モニターと連動しリアルタイムに携帯電話や PC 等から WEB ブラウザを通して、現在の呼出し状況、待ち人数などがわかるようにすること。

8. その他

- (1) 設置期間中であっても、市庁舎のレイアウト変更や開庁時間の変更等、やむを得ず事業の一部又は全部を変更又は中止することがある。
- (2) 広告付き番号案内表示システム等のほか、周辺什器等の提供が可能な場合は、その内容を企画提案書に明示すること。
- (3) その他の仕様については、市と事業者との協議により決定するものとする。